医療機関が開設する指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所の運営規程の記載例

＊下記は記載例であり、記載内容は、基準を満たす限り、任意のもので構いません。

医療法人○○会　△△病院（診療所）

［指定通所リハビリテーション事業所及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所］運営規程

　（事業の目的）

第１条　医療法人○○会（以下「事業者」という。）が開設する指定通所リハビリテーション事業所及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「通所リハビリする事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師、准看護師若しくは介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者という。」）で、医師が通所リハビリテーション等の必要を認めた者に対し、適正な通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅において理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との密接な連携を図る。

　（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　医療法人○○会△△病院（診療所）

（２）所在地　岡山県○○市………

　（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

１　管理者　医師１名

　　　事業所の従業者の管理及び通所リハビリテーション等の利用の申込みに係る調整業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

２　従業者※員数については「○名以上」の表記も可能です。

（１）医師　　　　○名（常勤　○名、非常勤　○名）

（２）理学療法士　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）

（３）作業療法士　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）

（４）言語聴覚士　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（５）看護職員　　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）

看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。

（６）介護職員　　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）

介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

（７）栄養職員　○名（常勤　○名、非常勤　○名）

栄養職員は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。

（８）歯科職員　○名（常勤　○名、非常勤　○名）

歯科職員は、口腔機能向上を目的として、口腔清掃の指導・訓練を行う。

※栄養職員、歯科職員は、配置する場合のみ記載してください。

３　事務職員　１名（常勤職員）※配置する場合のみ記載してください。

　　　必要な事務を行う。

　（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　月、火、水、金、土曜日は、午前８時３０分から午後５時３０分までと　し、木曜日は、午前８時３０分から午後１時までとする。

（３）サービス提供時間　　月、火、水、金、土曜日は、午前９時３０分から午後４時までとし、木曜日は、午前９時３０分から正午までとする。

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は、下記のとおりとする。

１単位目○名、２単位目○名

（通所リハビリテーション等の内容）

第７条　通所リハビリテーション等の内容は、次のとおりとする。

（１）機能訓練

（２）入浴（一般浴）

（３）食事の提供

（４）健康チェック

（５）送迎　など

２　事業所は、事業所の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）通所リハビリテーション計画書を作成するとともに、（介護予防）通所リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

　（利用料その他の費用の額）

第８条　通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該通所リハビリテーション等が法定代代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　次条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション等の送迎を行った場合は、その費用を利用者から徴収するものとし、その額は片道○○円とする。

３　食事の提供に要する費用については、○○円を徴収する。

４　おむつ代については、○○円を徴収する。

５　その他、通所リハビリテーション等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。

６　前５項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

　（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、○○市、△△町、□□町の区域とする。

（衛生管理）

第10条　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

２　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２） 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３） 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等の対応）

第11条　事業所の従業者は、通所リハビリテーション等の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

２　事業所の従業者は、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業所の従業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。

（非常災害対策）

第12条　事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

　（苦情処理）

第13条 事業者は、提供した通所リハビリテーション等に係る利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため相談窓口を設置する。また、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じて、利用者及びその家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第14条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに岡山県、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

２　事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

３　事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（個人情報の保護）

第15条　事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。また、利用者及びその家族の個人情報の利用に際しては、利用者及びその家族からそれぞれ同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第16条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、看護師等に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）前３号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第17条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供を継続的に実施し非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第18条　事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して通所リハビリテーション等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても通所リハビリテーション等の提供を行うよう努めるものとする。

　（その他運営に関する重要事項）

第19条 その他運営に関する重要事項は、次のとおりとする。

（１）事業者は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

（２）事業者は、従業者の資質の向上のために研修の機会を設ける。

（３）従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

（４）従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（５）事業者は、適切な通所リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（６）この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人○○会が定めるものとする。

　（附則）

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。

この規程は、令和△年△月△日から施行する。